

令和6年2月7日改訂版

木津川市立高の原小学校 P T A

- 1 PTA会則
- 2 PTA慶弔規定
- 3 役員・委員選出規定
- 4 本部役員選挙細則
- 5 学級委員選挙細則
- 6 地域委員選挙細則

6年間、大切に保管してください。

木津川市立高の原小学校 PTA 会則

第一章 総則

第1条（名称及び事務所）

本会は、木津川市立高の原小学校 PTA(以下「本会」)と称し、事務所を高の原小学校内におきます。

第2条（目的）

本会は、児童の心身共に健全な発達をはかるために、保護者と教職員が協力して、家庭・学校・地域における教育環境の充実に向けて、必要な活動を行います。

第3条（基本方針）

本会は、社会教育法に定められた社会教育関係団体として、上記目的の達成のため、次の方針によって会務を遂行します。

1. 会員の総意に基づいて、自主的な活動や運営を行います。
2. いずれの宗教及び政党にも偏らず、いかなる団体の干渉も受けません。
3. 本会は、学校の人事や教育方針、管理・運営には干渉しません。

第4条（活動）

本会は、次の活動を行います。

1. 児童の教育と生活に関わる課題について学習します。
2. 会員相互や親子の親睦と、地域との教育を深めるための行事を行います。
3. 学校行事に参加、協力します。
4. 児童の教育や生活について話し合い、関係機関にはたらきかけます。
5. 定期的に会報を発行します。
6. その他、本会の目的を達成するための活動を行います。

第5条（会員）

本会の会員は、木津川市立高の原小学校に在学する児童の保護者と、同校に勤務する教職員とし、会員はすべて平等の権利と義務を有します。本会は全員加入とします。

第二章 機関

第 6 条（機関）

本会に、次の機関をおきます。

1. 総会
2. 本部役員会
3. 運営委員会
4. 学年委員会
5. 専門委員会
6. 地域委員会
7. 選挙管理委員会

第 7 条（総会）

1. 総会は、本会の最高決定機関であり、以下の事項を審議し、決定します。
 - 1) 役員の承認
 - 2) 活動計画及び予算案の審議
 - 3) 活動報告及び決算の審議
 - 4) 会則の改正
 - 5) その他、重要事項の審議・決定
2. 総会は、年 1 回開催し、会長が召集します。ただし、臨時総会は、会長が必要と認めるとき、または会員の 10 分の 1 以上の要求があったとき、開くことができます。
3. 議長・副議長・書記は会長が委嘱し、総会の承認によって就任します。
4. 総会は、出席者と委任状を含め会員の 2 分の 1 以上の出席で成立し、出席者の過半数の賛成で議決します。可否同数の場合は議長が決します。議決は一家庭一票とします。
5. 総会の議決は、定期総会・臨時総会共に招集による決議、または書面（議決権行使書）議決（電磁的記録を含む）によるものとする。
6. 会長は、事前に議案を会員に通知しなければなりません。

第 8 条（本部役員会）

1. 本部役員会は、次の本部役員により構成されます。
 - 1) 会長 1 名（P 1 名）
 - 2) 副会長 2 名（P 2 名）
 - 3) 書記 2 名（P 1 名 T 1 名）
 - 4) 会計 2 名（P 1 名 T 1 名）
2. 会長は、本会を代表し、会務を統括します。
3. 副会長は、会長を補佐し、会長に不都合のある時はその職務を代行します。
4. 書記は、本会の議事や活動に関する記録を作成し、会の日常業務を行います。
5. 会計は本会の会計事務を行います。

第 9 条（委員会）

1. 運営委員会

（1）運営委員会は、次の委員により構成されます。

- 1) 本部役員
- 2) 各学年委員長
- 3) 各専門委員長
- 4) 地域委員長
- 5) 選挙管理委員長

（2）本委員会は、総会の決議に従って会務の執行にあたります。

（3）本委員会は、本部役員会が統括します。

2. 学年委員会（学級懇談会）

（1）保護者全員の中から、1学級2名ずつの学級委員を選出します。

（2）学級ごとに選出された学級委員と各担任により、各学年委員会を構成します。

（3）学級委員は、必要に応じて学級懇談会を開催し、児童の教育や生活、会の活動について会員の意見を求め、要求の把握に努めます。

3. 専門委員会

本部役員会は、活動上必要と認めたとき、総会の承認を経て、専門委員会を設置することができます。

4. 地域委員会

（1）各地域から選出された地域委員と、教職員若干名によって構成されます。

（2）教職員と協力しあい、児童の通学の安全等に努めます。

5. 選挙管理委員会

選挙管理委員会は、本部役員選出にあたり、選出が円滑に行われるよう努めます。

第 10 条（役員・委員の任期）

役員・委員の任期は、1年とします。ただし、任期途中で欠員の生じた場合の新任役員・委員については、前任者の残任期間とします。

第 11 条（役員・委員の選出）

本会の役員・委員の選出については、総会の承認により、別途「役員・委員選出規定」を定めることができます。

第 12 条（会議の成立と議決）

1. 各委員会の会議は、委員の過半数で成立します。

2. 議事は、出席者の過半数で決します。可否同数の場合は議長が決します。

第13条（会議の運営）

1. 各委員会の運営については、運営委員会の承認により別途「運営細則」を定めることができます。
2. 運営委員会を除く各委員会には、委員長・副委員長をおきます。

第14条（顧問）

本会は、会長の委嘱により顧問をおくことができます。

第三章 会計

第15条（会費）

1. 本会の経費は、会費、その他の収入でまかないます。
2. 会費は、月200円とします。ただし、保護者会員の会費は家庭単位で納めます。

第16条（会計）

1. 本会の会計は、総会において議決された予算に基づいて行われます。
2. 本会の会計年度は、4月1日から翌年3月31日までとします。

第17条（会計監査）

本会に、会計監査委員2名をおきます。会計監査委員は、新年度総会において選出されます。

第四章 付則

第18条（会則の改定）

本会の会則は、総会で3分の2以上の同意により改正することができます。

付則 本会則は令和元年10月30日改正。（第4. 8. 9条）

木津川市立高の原小学校 PTA 慶弔規定

1. (総則)

会員及び在学児童の慶弔にともない、次の金品を供えます。

2. (供花料)

会員及び在学児童の死亡の場合、香料1万円および供花などを供えます。

3. (餞別)

教職員が退職した場合、5000円相当の餞別を贈ります。

4. (その他)

その他、必要に応じて協議します。

木津川市立高の原小学校 PTA 役員・委員選出規定

1 第8条関係（本部役員の選出）

- (1) 本部役員の選出は、前年度末に行います。
- (2) 1年から5年までの各学年1名を選挙管理委員とし、選挙管理委員会を構成します。選挙管理委員の中から、立候補または互選により、選挙管理委員長・副委員長を選出します。選挙管理委員は、各学年候補者の選出及び役職の決定に立ち会い、必要に応じて選挙を行います。
- (3) 本部役員候補者の選出は、事前立候補者を最優先とします。1年から5年までの全会員で、一定期間を設け事前に立候補者を募ります。その後、協議により各学年1名ずつ候補者・補欠者を選出します。候補者が複数の場合は、学年ごとに選挙を行います。互選会により本部役員候補5名・補欠1名の計6名から事前立候補者を差し引いた人数の候補者・補欠候補者を決定します。
- (4) 役職は、5名の本部役員候補の中から、立候補または互選により決定します。
- (5) 選挙管理委員会は、本部役員の信任を、全会員の**紙上投票（電子投票を含む）**で確認し、会員に報告します。投票は、1家庭1票の無記名秘密投票とします。ただし、投票用紙の配布や回収は、学級担任が代行できます。
- (6) 役員が、転出等により任期途中で会員資格を失ったときは、補欠候補者が繰り上がります。

2 第9条関係（各委員の選出）

- (1) 学級委員は、年度初めの学級懇談会において、学級の保護者全員の中から、立候補または協議により、1学級2名の学級委員を選出します。2学年にわたって選出された場合は、一方を辞退します。
- (2) 専門委員は、選出された学級委員全員の中から、必要な人数を、立候補または互選により選出します。このとき、学年ごとに人数の片寄りが生じないようにします。
- (3) 地域委員は、各地域から児童数に応じて若干名の地域委員を選出します。
- (4) 本部役員・学級委員・地域委員は兼任できません。

3 第13条関係（委員長・副委員長の選出）

- (1) 各学年委員会・各専門委員会・地域委員会・選挙管理委員会はそれぞれの委員の中から、立候補または互選により、各委員長・副委員長を選出します。互選では本部役員・各委員長未経験者からの選出を原則とします。
- (2) 正・副委員長は、兼任できません。

木津川市立高の原小学校 PTA 本部役員選挙細則

(令和4年10月4日運営委員会承認)

- 1 この細則は、PTA 会則及び役員・委員選出規定に基づき、本部役員の選挙細則を定めるもので、その改廃は、運営委員会が上記規定に則し、適正に行います。
- 2 選挙管理委員会は、次年度本部役員選出にあたり、選出を円滑に行うため、1条に掲げる諸規定及び本細則に基づき、選出の手引きを作成し、選挙管理の指針とすることができま
- 3 本部役員の選出では、前年度末に1年から5年に在籍する児童の保護者全員が被選挙権をもちます。ただし、選挙管理委員を除きます。
- 4 本部役員候補者の選出は、事前立候補者を最優先とします。

1年から5年までの全会員で、一定期間を設け事前に立候補者を募ります。協議による選出の場合は、本部役員・学級委員・地域委員長・地域副委員長未経験者からの選出を原則とします。

- ① 事前立候補者が6名以上の場合は、互選会の協議により、候補者5名・補欠者1名を選出します。
- ② 事前立候補者が1名以上6名未満の場合は、協議にて、各学年1名ずつ候補者を選出し、互選により事前立候補者を差し引いた人数の候補者と、補欠候補者1名を選出します。
- ③ 事前候補者がゼロの場合は、協議にて、各学年1名ずつ候補者・補欠候補者を選出します。選出当日、立候補者が複数の場合は、学年ごとに選挙を行います。各学年1名ずつ選出された計5名の補欠候補者は、互選会にて1名を選出します。

なお、事前立候補者が1名以上いる場合は、各学年からの補欠候補者の選出は行わず、本部役員候補者の中から補欠候補者を選出します。

補欠については、本部役員の欠員が生じた場合、その後任となります。任期途中での職務引継ぎは負担が大きいため、後任の役職については、本部役員内で話し合いのうえ、決めます。なお、ねむの木学級からの立候補がある場合、各協力学年からの選出となります。各学年での選出は、原則として、3学期の学年懇談会で行うものとし、その進行は学級委員が協力して行い、選挙管理委員が公正な選挙であることを見届けます。

(1) 協議による選出にあたっては、次の辞退権を認めます。

① 本部役員経験者は永久、運営委員（各学年委員長・各専門委員長・選挙管理委員長・地域委員長）経験者は任期年度を含め6年間、学級委員・地域副委員長経験者は任期年度を含め3年間、申し出があれば辞退権を認めます。

② 転出予定のある家庭

③ 4歳未満の子のいる家庭

④ 妊娠中の人

⑤ 当校外で次年度 PTA 本部役員に選出された人

ただし、この辞退権は、本人の申し出によるもので、再任を妨げるものではありません。

(2) 協議による候補選出にあたっては、欠席者を含め、個々の事情をよく考慮し、責任をもって選出します。辞退願の提出があつて、選管がプライバシー保護の観点から役員をするのが困難と判断した場合、選管内の協議にとどめるときがあります。

(3) 兄弟姉妹の子どものいる保護者は、上の学年から選出されることを優先します。ただし、立候補により選出された場合は、その学年を優先します。

(4) ある学年において、本部役員対象者がゼロの場合、その学年に限り、委員経験者（委員経験者辞退権期間内で、辞退を申し出た場合を除く）も対象者とします。

5 各学年での候補選出に先立ち、選挙管理委員会は立候補制度を設け、周知させます。

6 信任投票による補欠候補を含む本部役員候補の承認は、有効投票の過半数を必要とします。

7 選挙管理委員会は、本細則2条によるほか、1条に掲げた諸規定ならびに本細則に基づき、必要に応じて、実施方針や選挙運営に関わる調整と決定を行うものとします。

8 本細則は、令和4年10月4日より施行されます。

木津川市立高の原小学校 PTA 学級委員選挙細則

(令和4年10月4日運営委員会承認)

- 1 この細則は PTA 会則及び役員・委員選出規定に基づき、学級委員の選挙細則を定めるもので、その運用・改廃は運営委員会が上記規定に則し適正に行います。
- 2 学級委員の任期は1年で、1年から6年までの各学級の保護者全員が、委員の候補となります。
- 3 年度初めの学級懇談会において、1学級2名の学級委員と、1名の補欠をそれぞれ選出します。
- 4 学級委員の選出は、新年度本部役員会が統括し、各学級の議事進行は、前年度学級委員が行います。

- (1) 学級委員の選出は、立候補または協議により行います。協議では、本部役員・学級委員・地域委員長・地域副委員長未経験者からの選出を原則とし、学級懇談会欠席者も候補として含め、個々の事情をよく考慮し、責任をもって選出します。
- (2) 複数学年にわたって同一保護者が協議により選出された場合は、上の学年を優先するものとします。ただし、立候補による場合は、立候補した学年を優先します。
- (3) 立候補は、1年から6年までのいずれか一つの学年のみとします。
- (4) 協議による選出にあたっては、次の辞退権を認めます。

① 1歳未満の子のいる家庭

② 妊娠中の人

ただし、この辞退権は、本人の申し出がある場合に限ります。

- 5 学級委員が転出等により任期途中で退任した場合、補欠が後任学級委員となります。
- 6 ねむの木からの選出について(定数1名)
学級委員は、運営委員会の委員になる権利を有します。
所属は、本人からの特別な申し出がない限り、学年委員会とします。

- 7 本細則は令和4年10月4日より施行されます。

木津川市立高の原小学校 PTA 地域委員選挙細則

(令和 4 年 10 月 4 日運営委員会承認)

- 1 この細則は PTA 会則及び役員・委員選出規定に基づき、地域委員の選挙細則を定めるもので、その運用・改廃は運営委員会が上記規定に則し適正に行います。
- 2 地域委員の任期は 1 年とし、1 年から 5 年までの保護者全員が、委員の候補となります。
- 3 地域委員は、前年度末に地域単位で選出します。各地域の選出方法については、地域委員会の統括により、各地域の独自性を尊重します。
- 4 地域委員が転出等により任期途中で退任した場合、補欠が後任地域委員となります。
- 5 本細則は令和 4 年 10 月 4 日より施行されます。